

平成30年第84号議案

名古屋市旅館業法施行条例の一部改正について

名古屋市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 2月23日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市旅館業法施行条例（平成15年名古屋市条例第 5号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 1号を削り、同条第 2号中「営業施設」を「旅館業の施設」に、「1日 1回以上」を「定期的に」に、「随時」を「必要に応じて」に改め、同号を同条第 1号とし、同条第 3号を同条第 2号とし、同条第 4号中「客室には、適當な換気設備を設け、」を削り、同号を同条第 3号とし、同条第 5号を削り、同条第 6号中「随時日光にさらす等適當な方法により消毒」を「適切に洗濯、管理等」に改め、同号を同条第 4号とし、同条第 7号中「宿泊者の需要を満たすことができる適當な規模のものとし、かつ、」を「常に」に改め、同号を同条第 5号とし、同条第 8号中「には、適當な換気設備を設け」を「は」に改め、同号を同条第 6号とし、同条第 9号中「（洋式浴室に設置するものを除く。）」を削り、同号を同条第 7号とし、同条中第10号を第 8号とし、第11号から第13号までを 2号ずつ繰り上げ、同条第14号中「には、適當な防臭設備及び流水式

手洗設備を設け」を「は」に改め、同号を同条第12号とし、同条第15号を同条第13号とする。

第 6条の見出し中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「第 1条第 1項第11号」を「第 1条第 1項第 8号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第 1号を次のように改める。

(1) 便所は、次の要件を満たすものであること。

ア 適当な防臭設備及び流水式手洗設備を設けること。

イ 便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。

第 6条第 2号を削り、同条第 3号を同条第 2号とし、同条第 4号を同条第 3号とし、同条第 5号ウ中「ことさら」を「殊更」に改め、同号を同条第 4号とし、同条第 6号を同条第 5号とし、同条第 7号中ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加え、同号を同条第 6号とする。

ア 収容定員に応じた十分な広さを有すること。

第 6条第 8号を同条第 7号とする。

第 7条を削る。

第 8条第 1項中「第 1条第 3項第 7号」を「第 1条第 2項第 7号」に改め、同項第 1号及び第 2号を削り、同項第 3号中「これに類する設備」を「宿泊者等の確認を適切に行うための設備として旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第 4条の 3各号に掲げる基準のいずれにも適合するもの」に改め、同号を同項第 1号とし、同項第 4号を同項第 2号とし、同条第 2項中「第 6条第 2号から第 8号まで及び前条第 1項」を「前条第 2号から第 7号まで」に改め、同条を第 7条とする。

第 9条第 1項中「第 1条第 4項第 5号」を「第 1条第 3項第 5号」に、「次のとおりとする」を「第 6条第 6号アの規定を準用する」に改め、同項各号及び同条第 2項を削り、同条を第 8条とする。

第10条の見出し中「等」を削り、同条第 1項から第 4項までを削り、同条第 5項中「第 6条第 3号から第 8号まで」を「第 6条第 2号から第 7号まで（第 6号アを除く。）」に改め、「及び第 8条第 2項」を削り、同項を同条とし、同条を第 9条とし、第11条を第10条とする。

附 則

この条例は、平成30年 6月15日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、旅館業法の一部改正等に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市旅館業法施行条例 (抜すい)

(衛生措置の基準)

第 4条 法第 4条第 2項の規定による衛生措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 客室の収容定員は、次のとおりとし、収容定員を超えて宿泊させないと。

ア ホテル営業及び旅館営業の施設の洋式の客室にあっては床面積 4平方メートル、和式の客室にあっては床面積 3.3平方メートルにつき 1人とすること。ただし、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第 5条第 1項第 1号から第 4号までの施設の客室にあっては、床面積1.65平方メートルにつき 1人とすること。

イ 簡易宿所営業の施設の客室にあっては、床面積1.65平方メートルにつき 1人とすること。

ウ 下宿営業の施設の客室にあっては、床面積 4.5平方メートルにつき 1人とすること。

(1) 旅館業の施設は、定期的に 1日 1回以上清掃し、かつ、必要に応じて消毒を実施すること。

(2) (略)
(3)

(3)
(4) 客室には、適當な換気設備を設け、客室の空気を常に清潔に保つこと。

(5) 客室の照度は、50ルクス以上とし、浴室、洗面所、便所、廊下等には、
適當な照明設備を設けること。

(4)
(6) 寝具類は、収容定員以上の数を備え、かつ、適切に洗濯、管理等
隨時日光にさらす等適當な方法により消毒を行い、布団カバー、敷布、寝衣及び枕カバーは、客ごとに洗濯したものと取り替えること。

(5)
(7) 寝具、寝衣等の保管設備は、常に宿泊者の需要を満たすことができる適當な規模のものとし、かつ、清潔に保つこと。

(6)
(8) 浴室には、適當な換気設備を設け、常に清潔を保ち、浴湯は、常に清潔な湯及び水を使用し、かつ、十分に供給すること。

(7)
(9) 浴槽（洋式浴室に設置するものを除く。）の湯は、レジオネラ属菌が検出されないこと。

(8)
(10)
↓
(11)
(13)

(12)
(14) 便所には、適當な防臭設備及び流水式手洗設備を設け、常に清潔を保つこと。

(13)
(15) (略)

（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）
（ホテル営業）

第6条 令第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 便所は、次の要件を満たすものであること。
利用者の需要に応じた規模であり、かつ、自由に入出力することのできる

る広間及び食堂を有すること。

ア 適当な防臭設備及び流水式手洗設備を設けること。

イ 便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。

(2) 便所は、各階に設けること。

$\frac{(2)}{(3)}$
 $\frac{(3)}{(4)}$

(略)

$\frac{(4)}{(5)}$ 玄関帳場は、次の要件を満たすものであること。

$\frac{\text{ア}}{\text{イ}}$

(略)

ウ 玄関帳場の位置は、宿泊者等が通常利用する屋内のロビー、エレベーターその他の共用施設の見通しを~~ことさら~~殊更困難とするものでなく、かつ、宿泊者等の出入りを直接確認できること。

$\frac{(5)}{(6)}$ (略)

$\frac{(6)}{(7)}$ 客室は、次の要件を満たすものであること。

ア 収容定員に応じた十分な広さを有すること。

$\frac{\text{イ}}{\text{ア}}$
 $\frac{\text{シ}}{\text{ス}}$

(略)

$\frac{\text{エ}}{\text{ヴ}}$

$\frac{(7)}{(8)}$ (略)

(旅館営業の施設の構造設備の基準)

第7条 令第1条第2項第10号の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準

は、客室が、壁、ふすま、板戸及びこれらに類するものを用いて他の客室、廊下等と区画されていることとする。

2 前条第2号から第8号までの規定は、旅館営業の施設に準用する。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第7条 令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準

第8条 令第1条第3項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 1客室の床面積は、5平方メートル以上とすること。

(2) 階層式寝台を設ける場合は2層とすること。

(1) 宿泊者等との面接に適する玄関帳場その他宿泊者等の確認を適切に行うために類する設備

ための設備として旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第4条の

各号に掲げる基準のいずれにも適合するもの有すること。

(2) (略)
(4)

2 前条第2号から第7号まで
第6条第2号から第8号まで及び前条第1項の規定は、簡易宿所営業の施設に準用する。

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第8条 令第1条第3項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準

は、第6条第6号アの規定を準用する。

(1) 客室数は、5室以上とすること。

(2) 客室には、押入を設けること。

2 第7条第1項の規定は、下宿営業の施設に準用する。

(基準の緩和等)

第 9条

第10条 規則第 5条第 1項第 1号から第 4号までに掲げる施設については、市

長が公衆衛生上支障がないと認めるときに限り、第 6条第 1号及び第 8条第

1項第 1号に規定する基準を緩和することができる。

2 規則第 5条第 1項第 5号に掲げる施設については、第 7条第 2項及び第 8

条第 2項において準用する第 6条第 5号並びに第 8条第 1項第 3号に規定す

る基準は、適用しない。

3 客室の延床面積が33平方メートル未満の施設については、第 8条第 1項第

1号に規定する基準は、適用しない。

4 前項の施設であって、規則第 5条第 1項第 5号ニ及びホに掲げる要件を満

たすものについては、第 8条第 2項において準用する第 6条第 5号及び第 8

条第 1項第 3号に規定する基準は、適用しない。

1/5 第 6条第 2号から第 7号まで(第 6号アを除く。)の規定(第 7条第 2項

及び第 8条第 2項において準用する場合を含む。)に掲げる施設の構造設備

の基準については、市長が地域の善良な風俗の保持上支障がないと認めるときは、これらの基準の一部を緩和することができる。

(委任)

第10条 (略)
第11条

(参考 2)

参 照 条 文

1 旅館業法（昭和23年法律第 138号）抜すい 新旧対照 (改正後 改正前)

第 2条 この法律で「旅館業」とは、旅館・ホテル営業、ホテル営業、旅館営業及び下宿営業をいう。

2 この法律で「旅館・ホテル営業」とは、洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

3 この法律で「旅館営業」とは、和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

$\frac{3}{4}$
↓
 $\frac{5}{6}$

第 4条 営業者は、旅館業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2
↓
3

2 旅館業法施行令（昭和32年政令第 152号）抜すい 新旧対照 (改正後 改正前)

(構造設備の基準)

第1条 旅館業法(以下「法」という。)第3条第2項の規定によるホテル營

業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 客室の数は、10室以上であること。

(2) 洋式の構造設備による客室は、次の要件を満たすものであること。

イ 1客室の床面積は、9平方メートル以上であること。

ロ 寝具は、洋式のものであること。

ハ 出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること。

二 出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁造りであること。

(3) 和式の構造設備による客室は、次項第2号に該当するものであること。

(4) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。

(5) 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

(6) 宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有すること。

(7) 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。

(8) 当該施設の規模に応じた適当な暖房の設備があること。

(9) 便所は、水洗式であり、かつ、座便式のものがあり、共同用のものについては、男子用及び女子用の区分があること。

(10) 当該施設の設置場所が法第3条第3項各号に掲げる施設（以下「第1条学校等」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合には、当該第1条学校等から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことができる設備を有すること。

(11) その他都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

1 旅館業法（以下「法」という。） 第3条第2項の規定による旅館・ホテル
2 法 営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 客室の数は、5室以上であること。

(1) 1客室
(2) 和式の構造設備による客室の床面積は、それぞれ7平方メートル（寝台を置く客室にあつては、9平方メートル）以上であること。

(3) 洋式の構造設備による客室は、前項第2号に該当するものであること。

(2) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するもの有すること。

(3)
(5)
↓
(8)
(10)

} (略)

$\frac{2}{3}$
} (略)
 $\frac{3}{4}$

3 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）抜すい 新旧対照（改正後
改正前）

第4条の3 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）

第1条第1項第2号の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設

備を備えていること。

(2) 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び

宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。